平成31年　№8

〇国立大学法人東京学芸大学外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施委員会規程

〇国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項

〇国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項

制定理由

委員会等の再編に伴い，所要の制定を行うものである。

承認経過

平成31年３月６日　役員会　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施委員会規程を次のように制定する。

平成31年３月７日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成31年規程第４号

国立大学法人東京学芸大学外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施委員会規程

国立大学法人東京学芸大学外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施委員会規程を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項及び国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項を次のように制定する。

平成31年３月７日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項及び国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項

次に掲げる要項を別紙のとおり制定する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項

(2) 国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施委員会規程

（平成31年３月７日
規　程　第　４　号）

（設置）

第１条　国立大学法人東京学芸大学に，外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　委員会は,「外国人留学生の受入れによるグローバルキャンパス構築と世界に通用する人材育成に資するグローバル人材の養成－TGU International Student Step Up Program－」（以下「TGU ISSUPプロジェクト」という。）を円滑に実施するため，必要な業務を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　委員会は，次に掲げる業務を行う。

(1) TGU ISSUPプロジェクトの企画・立案に関すること。

(2) TGU ISSUPプロジェクトの実施に関すること。

(3) TGU ISSUPプロジェクトの広報活動に関すること。

(4) その他TGU ISSUPプロジェクトの実施に関する必要な業務

（組織）

第４条　委員会は，次に掲げる委員で組織する。

(1) 国際を所掌する理事が委嘱する者　若干名

(2) 国際課長

（任期）

第５条　前条第１号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第６条　委員会に委員長を置き，委員長は第４条第１号の委員のうちから国際を所掌する理事が指名し，副委員長は，委員長が指名する。

２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，学務部国際課が処理する。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は，役員会の議を経て学長が定める。

（補則）

第１０条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

１　この規程は，平成31年４月１日から施行し、平成34年３月31日限り、その効力を失う。

２　この規程施行の日の前日において，旧国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項第４条第１号の委員で残任期間を有している者（以下「旧委員」という。）は，この規程施行の日に，この規程第４条第１号の規定に基づき委嘱された委員とみなし，その任期は，この規程第５条の規定にかかわらず，旧委員としての残任期間とする。

国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項

（平成31年３月７日
制　　定）

（設置）

第１条　国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に，戦略評価推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（目的）

第２条　推進本部は，東京学芸大学のエビデンスに基づいた大学運営を戦略的に推進するため，必要な業務を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　推進本部は，次に掲げる業務を行う。

(1) 中期目標・中期計画及び年度計画の原案に関すること。

(2) 自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること。

(3) 認証評価への対応に関すること。

(4) 法人評価への対応に関すること。

(5) 自己点検評価，認証評価及び法人評価の評価結果に基づく諸施策の企画・立案に関すること。

(6) 各種のデータの収集・分析に関すること。

(7) その他企画調査及び点検評価に関すること。

（組織）

第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。

(1) 学長が指名する理事，副学長　若干名

(2) 学長が委嘱する学長補佐　若干名

(3) 学長室長

(4) その他必要に応じて学長が委嘱する教員

２　推進本部に本部長を置き，本部長は学長が指名する。

３　本部長は，推進本部の業務を総括する。

（任期）

第５条　前条第１項第２号及び第４号の本部員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（実施プロジェクトチーム）

第６条　推進本部に，本学の自己点検評価の実施並びに認証評価及び法人評価への対応に関し必要な業務を行うため，実施プロジェクトチームを置くことができる。

２　実施プロジェクトチームに関し必要な事項は，学長が定める。

（本部員以外の者の出席）

第７条　推進本部は，必要に応じて本部員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　推進本部の庶務は，関係部課等の協力を得て学長室が処理する。

（要項の改廃）

第９条　この要項の改廃は，役員会の議を経て学長が定める。

（補則）

第１０条　この要項に定めるもののほか，推進本部の運営等について必要な事項は，推進本部が別に定める。

附　則

１　この要項は，平成31年４月１日から施行する。

２　国立大学法人東京学芸大学戦略評価室規程（平成18年規程第16号）は廃止する。

３　この要項施行の日の前日において，旧戦略評価室規程第３条第１項第１号の規定に基づく室員である者は，この要項施行の日に，この要項第４条第１項第１号の規定に基づき指名された本部員とみなす。

４　この要項施行の日の前日において，旧戦略評価室規程第３条第１項第２号の規定に基づく室員である者（以下「旧室員」という。）は，この要項施行の日に，この要項第４条第１項第２号の規定に基づき委嘱された本部員とみなし，その任期は，この要項第５条の規定にかかわらず，旧室員としての残任期間とする。

国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項

（平成31年３月７日
制　　定）

（設置）

第１条　国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に，広報戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（目的）

第２条　推進本部は，東京学芸大学の広報活動を戦略的に推進するため，必要な業務を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　推進本部は，次に掲げる業務を行う。

(1) 広報に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案

(2) 広報に関する次期中期目標及び中期計画の提案

(3) 広報に関する分析・調査に関すること。

(4) 学内外の広報に関する情報収集・発信に関すること。

(5) その他広報活動に関すること。

（組織）

第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。

(1) 学長が指名する理事，副学長又は学長補佐　１名

(2) 学長が委嘱する教員　若干名

(3) 広報企画課長

(4) その他学長が指名する者

２　推進本部に本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充てる。

３　本部長は，推進本部の業務を総括する。

（任期）

第５条　前条第１項第２号及び４号の本部員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（メディアラボ）

第６条　推進本部に，大学のウェブサイト運営や広報に関する業務を推進するメディアラボを置く。

（広報担当ネットワーク）

第７条　推進本部に，所属情報の収集・提供及び情報戦略に関わる意見交換を行う広報担当ネットワークを置く。

２　広報担当ネットワークの実施に関し必要な事項は，別に定める。

（広報モニター）

第８条　推進本部に，広報活動に関し，本学の内外から広く意見を聴取する広報モニターを置く。

２　広報モニターの実施に関し必要な事項は，別に定める。

（本部員以外の者の出席）

第９条　推進本部は，必要に応じて本部員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（庶務）

第１０条　推進本部の庶務は，関係部課等の協力を得て総務部広報企画課が処理する。

（要項の改廃）

第１１条　この要項の改廃は，役員会の議を経て学長が処理する。

（補則）

第１２条　この要項に定めるもののほか，推進本部の運営等について必要な事項は，推進本部が別に定める。

附　則

１　この要項は，平成31年４月１日から施行する。

２　国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程（平成24年規程第２号）は廃止する。

３　この要項施行の日の前日において，旧広報戦略室規程第３条第１項第１号の規定に基づく室員である者は，この要項施行の日に，この要項第４条第１項第１号の規定に基づき指名された本部員とみなす。

４　この要項施行の日の前日において，旧広報戦略室規程第３条第１項第２号の規定に基づく室員である者（以下「旧室員」という。）は，この要項施行の日に，この要項第４条第１項第２号の規定に基づき委嘱された本部員とみなし，その任期は，この要項第５条の規定にかかわらず，旧室員としての残任期間とする。